



佐賀県公報

平成19年
7月12日
(木曜日)
号外第2号

目次

選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○参議院佐賀県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

(告 示・六六) 一

○地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(" ・六七) 一

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十六号

平成十九年七月二十九日執行の参議院佐賀県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、三二、七六一、三〇〇円である。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

◎佐賀県選挙管理委員会告示第六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定

する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十九年七月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三、九四一人
- 二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一八二、八三七人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	五四、五八五人
唐津市・東松浦郡	三七、五一八人
鳥栖市	一七、一六五人
多久市	六、一八五人
伊万里市	一五、六八八人
武雄市	一三、九三二人
鹿島市・藤津郡	一一、四九七人
小城市	一一、二六八人
嬉野市	八、〇一九人
神埼市・神埼郡	一三、二九八人
佐賀郡	九、三六四人
三養基郡	一四、七五八人
西松浦郡	五、九三六人

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

杵島郡

一三、一三四人

平成十九年七月十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷